

資料 1

豊島区難病対策地域協議会設置要綱

令和6年4月1日

健康部長決定

制定 令和3年12月7日

全部改正 令和6年4月1日

(設置)

第1条 難病患者及びその家族（以下「難病患者等」という。）に対する支援体制の課題を情報共有し、地域における関係機関の連携の緊密化を図るとともに、難病対策の在り方や支援体制の整備等について協議するため、豊島区難病対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 難病患者等に対する支援体制の課題の情報共有に関する事。
- (2) 地域における関係機関の緊密な連携に関する事。
- (3) 難病対策の在り方や体制整備等に関する事。
- (4) その他区長が必要と認める難病対策に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委嘱する委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会には会長を置く。

- 2 会長は、健康部長をもって、会務を統括する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数の同意により非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、豊島区事案の決定等に関する規程（平成17年豊島区訓令甲第2号）第3条及び第4条の規定により、健康部長の決定区分とする。
- 3 この要綱の施行前に、改正前のこの要綱の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後のこの要綱の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

別表

団体等	役職等	備考
学識経験者	東京都立大塚病院	
	東京医科歯科大学病院	
医療関係機関・団体	豊島区医師会	
	豊島区歯科医師会	
	豊島区薬剤師会	
	訪問看護ステーション	
	地域包括支援センター	
難病相談支援センター	東京都難病相談・支援センター	
患者・家族	東京難病団体連絡協議会	
豊島区	福祉部長	
	健康部長	
	池袋保健所長	
	防災危機管理課長	
	高齢者福祉課長	
	障害福祉課長	
	障害福祉サービス担当課長	
	地域保健課長	

事務局

健康推進課	健康推進課長	
	長崎健康相談所長	